

## 老人保健施設一羊館利用約款

老人保健施設一羊館（以下「一羊館」という。）と\_\_\_\_\_（以下「利用者」という。）とは、次の条項により、利用約款を締結します。

### （約定の目的）

- 第1条 この約款は、介護保険法令及び老人保健施設一羊館運営規程（以下「運営規程」という。）の定めるところにより、一羊館は、介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供し、利用者は、その施設サービス等に対する利用料等の支払を約することについて定めることを目的とします。
- 2 施設サービス等は、利用者が有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、及び居宅における生活への復帰を目指し、かつ、安心して居宅における療養生活が継続できるよう支援するために行うものとします。

### （サービスの内容の説明と同意）

- 第2条 介護老人保健施設（以下「施設」という。）は、この約款の締結の前に、利用を申し込もうとする者及びその身元保証人等に対し、重要事項説明書（別紙1）及びサービス内容説明書（別紙2）に基づき説明をし、サービスの開始についてその同意を得なければならないものとします。
- 2 前項の同意が得られた場合は、同意書（別紙3）を作成するものとし、その作成の時からこの約款は有効に成立するものとします。
- 3 2項の規程は、指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という。）及び指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）の利用を開始しようとする時も同様とします。
- 4 短期入所及び通所リハビリにあつては、前回の利用の終了の日から3ヵ月以上利用がなかった場合には、あらためて約款を締結するものとします。

### （身元保証人）

- 第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元保証人を立てます。但し、利用者が身元保証人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。
- 2 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- 3 弁済をする資力を有すること
- 4 身元保証人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

- 5 身元保証人の請求があったときは、当施設は身元保証人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(施設サービス計画等に基づくサービスの提供)

- 第4条 一羊館は、利用者又はその身元保証人等（以下「利用者等」という。）の希望及び利用者について把握された課題並びに一羊館の医師の診療方針に基づき、施設サービス等の提供にあたる従業者による協議の上、施設サービス計画、短期入所療養介護計画又は通所リハビリテーション計画（以下「施設サービス計画等」という。）の原案を利用者等に説明し、その同意を得なければならないものとし、
- 2 一羊館は、前項の同意を得て決定した施設サービス計画等の写しを利用者等に交付するとともに、同計画等に基づいて、施設サービス等を提供します。
  - 3 一羊館は、利用者が一羊館を利用した日から3ヵ月ごとに居宅における生活への復帰の可否を検討するものとし、施設サービス計画等の変更をする必要があると認められた場合は、新たに身元保証人等の同意を得て、施設サービス計画等を変更します。ただし、利用者の心身の状態に大きな変化があった場合は、3ヵ月以内であっても随時施設サービス計画等を見直すものとし、

(重要事項説明書等)

- 第5条 運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他のサービスの選択に資する重要事項は、別紙1のとおりです。
- 2 一羊館が利用者に提供する施設サービス等の内容は、別紙2のとおりです。

(利用者からの解除)

- 第6条 利用者は、一羊館に対し、利用の終了の意志を表明することにより、この約款を解除することができます。
- 2 身元保証人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(利用の期間)

- 第7条 一羊館は、前条の解除の申し出がない限り、利用を継続するものとし、
- 2 前項の規程にかかわらず、次に掲げる場合においては、一羊館は利用者に対し、この約款に基づく介護保健施設サービスの提供を解除することができるものとします。
    - 一 要介護認定により利用者が自立又は要支援と認定された場合
    - 二 定期的に実施される、利用者が居宅において日常生活を営むことができるかどうか

を検討する会議において、利用者が退所して居宅で生活できると判断された場合

三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、一羊館の提供できる適切な介護保健施設サービスを超えると判断された場合

四 利用者が次条に規程する利用料等の支払いを3ヵ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合

五 その他利用者が一羊館の職員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合

3 第一項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、一羊館は利用者に対し、この約款に基づく短期入所療養介護又は通所リハビリテーションの提供を解除することができるものとします。

一 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。

二 利用者の居宅サービス計画で定められた利用の範囲を越えて利用する場合。

三 利用者の病状、心身の状態等が著しく悪化し、一羊館の提供できる適切な短期入所療養介護又は通所リハビリテーションを超えると判断された場合

四 利用者が次条に規程する利用料等の支払いを3ヵ月以上滞納し、その支払いの督促をした日から30日以内に支払わない場合

五 その他利用者が一羊館の職員又は他の利用者等に対し公序良俗に反する重大な行為を行うなど利用継続が困難であると認められる場合

#### (利用料等の支払い)

第8条 利用者は、施設サービス計画等に基づくサービスの提供を受けたときは、運営規程第11条にさだめるところにより利用料等を一羊館に支払うものとします。

2 一羊館は、施設サービス等の提供を受けた月に係る利用料等の合計額を記載した請求書及び明細書をその翌月の15日までに交付し、利用者は、その月の末日までに支払うものとします。

その支払いの方法は、利用者・身元保証人等の意向を尊重し、決定します。

3 一羊館は、前項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者へ領収証を交付します。

#### (緊急時の対応)

第9条 一羊館の医師の医学的判断により、利用者について併設医療機関、協力病院又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

2 一羊館の医師が利用者に対し、施設サービス等における対応が困難であると認められた場合又は専門的な医学的対応が必要と判断した場合は、他の専門的医療機関を紹介します。

3 前2項に定めるもののほか、施設サービス等の利用中に利用者の心身の状態が急

変じた場合は、身元保証人又は利用者若しくは身元保証人が指定する者に緊急に連絡します。

#### (身体拘束ゼロの方針)

第10条 一羊館は、運営規程第5条の規程により、利用者の身体的な拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下単に「身体拘束」という。)ゼロを目指します。

2 運営規程第5条ただし書の規程により、緊急やむを得ず身体拘束をする場合は、次の手順により行います。

一 一羊館の医師は、あらかじめ、利用者等に、やむを得ず身体拘束をする利用者の心身の状況並びに拘束の態様及びその時間等緊急やむを得ない理由等を説明し、その同意を得るものとします。あらかじめ同意を得ることができなかつたときは、身体拘束後直ちに、同意を得ます。

二 一羊館の医師は、診療録等に利用者の心身の状況、適切と判断される身体拘束の態様及びその時間を記載するものとします。

三 一羊館の職員が、一羊館の医師の指示に基づき利用者の身体拘束をしたときは、サービスの提供内容に係る記録に利用者の心身の状況、身体拘束の態様及びその時間その他特記事項を記載するものとします。

#### (秘密の保持)

第11条 一羊館は、運営規程第6条の規程により、秘密の保持を行います。

2 一羊館は、次の情報提供について、この約款の締結時に、利用者等に説明し、その同意を得なければならないものとします。

一 介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供又は適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供

二 介護保険サービスの質の向上のため、利用者が特定されないように配慮した上での学会、研究会等での事例研究の発表等

3 前項の同意は、同意書(別紙3)作成によるものとします。ただし、一羊館は、同意書の同意がすべての情報提供に関する同意とみなしてはならず、利用者等から別段の申し出があった場合又は情報の性質によっては新たに利用者等から同意を得なければならないものとします。

#### (要望及び苦情の処理)

第12条 一羊館は、運営規程第18条の規定により、利用者、身元保証人等からの要望及び苦情の処理を行います。

2 利用者、身元保証人等は、施設が提供する施設サービス等に関して要望又は苦情があるときは、支援相談員又は一羊館が定める職員に直接申し出てください。

3 前項による申し出のほか、施設内に設置してある「ご意見箱」に要望及び苦情の内容を投函することができ、電話での受け付けも行います。

一羊館（相談員宛） 027-269-6667

4 苦情に関する受付は下記でも行っています。

・居住市町村の介護保険担当部署（前橋市介護保険課 027-224-1111）

・居住都道府県の国民健康保険連合会（群馬 苦情相談専用窓口 027-290-1323）

#### （賠償責任）

第13条 一羊館は、運営規程第17条第4項の規程により、施設サービス等の提供により一羊館の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行わなければならないものとします。

2 利用者の責めに帰すべき事由によって一羊館が損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

#### （サービスに関する記録）

第14条 一羊館は、利用者について作成した施設サービス等に関する記録（施設サービス等計画書、診療録その他の施設サービス等の提供内容に関する記録及び居宅への復帰の可能性についての検討の記録等）を利用の完了の日から少なくとも5年間は保存します。

2 利用者又は身元保証人は、前項の記録のうち利用者にかかる部分について、閲覧又はコピーをすることができます。ただし、利用者以外の個人等の情報が含まれている場合は、当該部分を除くものとします。

3 前項のコピーの際、一羊館は利用者又は身元保証人に対しコピーに係る実費相当額を請求することができます。

#### （疑義の決定）

第15条 この約款に疑義あるとき又は定めのない事項については、介護保険法令及び運営規程の趣旨に照らして、利用者は一羊館が誠意をもって協議するものとします。

別紙1 重要事項説明書

利用者 \_\_\_\_\_ 様

あなたに対する老人保健施設一羊館(以下「一羊館」という。)が行う介護老人保健施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーションを提供するにあたって、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)第5条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)第119条・第8条及び第155条・第125条の規程により、次のとおり説明します。この内容は、重要ですから、十分理解されるようお願いします。

令和 年 月 日

説明者 支援相談員 \_\_\_\_\_

1 事業者の概要

①事業者の名称

医療法人 一羊会 上武呼吸器科内科病院

②主たる事務所の所在地

群馬県前橋市田口町586-1

③代表者

笛木 直人

2 施設の概要

①名称 老人保健施設 一羊館

②施設の所在地 群馬県前橋市小坂子町1012-5

④介護保険事業所番号 1050180064

⑤管理者 柳川 右千夫

⑥電話番号等 電話 027-269-6667

FAX 027-269-6668

⑥敷地 4,775.44㎡

⑦建物 鉄骨造 延床面積3,500.52㎡

⑧居室 1人部屋 (2F)6室 11.02~11.48㎡  
(1F)2室 12.28㎡、12.10㎡

4人部屋 23室 34.68~37.90㎡

⑨主な設備	機能訓練室	131.60㎡		
	食堂	260.27㎡		
	談話室	54.68㎡		
	浴室（一般浴、機械浴）	94.25㎡		
	レクリエーションルーム	60.43㎡		
	通所リハビリ専用ルーム	75.03㎡		
	その他 診察室 洗濯室 家族相談室 家族介護教室			
⑩利用定員	入所（短期入所療養介護を含む）	100名	通所	30名

### 3 施設・事業の目的及び運営の方針

#### ①目的

- (1) 介護老人保健施設(以下「施設」という。)は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。
- (2) 指定短期入所療養介護事業(以下「短期入所」という)は、要支援・要介護者（以下「要介護者等」という。）が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活を向上させ、及び要介護者等の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とします。
- (3) 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という。）は、要介護者等について、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことを目的とします。

#### ②運営の方針

- (1) 一羊館は、利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護保健施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という。）を提供します、
- (2) 一羊館は、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めるとともに、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めるものとします。
- (3) 一羊館は、利用者が良質で総合的なサービスの提供を受けることができるよう、市町村、他の介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

- (4) 一羊館の従業者は、施設サービス等の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者及びその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明をします。
- (5) 一羊館は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等図ります。

#### 4 職員体制

運営規程別表第1のとおりです。

#### 5 通所リハビリの営業日及び営業時間

営業日 原則として通年とします。

営業時間 原則として午前8時30分より午後5時30分まで。ただし、利用者の選定により通常要する提供時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合はこの限りではありません。

#### 6 施設サービス等の内容

約款別紙2（サービスの内容）のとおりです。

#### 7 利用料等の額

運営規程別表第2のとおりです。

#### 8 事故発生時の対応

- ① 一羊館は、事故発生時の対応のシステムについて、一羊館リスク管理委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② 一羊館は、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置を採るとともに、利用者の家族等に連絡します。また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概要を県及び市町村に報告することとします。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。事故に至らなかった出来事（インシデント）についても、同様とします。
- ④ 一羊館は、施設サービス等の提供により一羊館の責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行います。また、利用者の責めに帰すべき事由によって一羊館が損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

## 9 感染症予防の対応

- ① 一羊館は、感染症発症時の対応のシステムについて、感染症マニュアルを定めるものとし、他、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行います。
- ② 一羊館は、感染症発症した場合は、医師の医学的判断を基に、感染予防対策委員会が拡大防止、原因究明、再発防止のための策を講じます。
- ③ 一羊館は、感染予防対策に万全を期す努力をしておりますが、利用者間で感染罹患の可能性もございます。

## 10 褥瘡予防の対応

- ① 一羊館は、褥瘡予防の対応について適切な介護、看護に努め、発生予防のための体制を整備するものとし、
- ② 一羊館は、褥瘡発症した場合は、医師の医学的判断を基に、褥瘡予防対策委員会がチーム連携により適切な処置を行うものとし、

## 11 要望及び苦情処理の体制

- ① 一羊館は、提供した施設サービス等に関し利用者又はその家族からの要望及び苦情があったときは、管理者の責任において迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- ② 要望及び苦情の受付責任者は支援相談員とし、苦情の処理のシステムは、一羊館リスク管理委員会で定めます。
- ③ 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、施設内に「ご意見箱」を設置するとともに、電話での受け付けも行います。

一羊館（相談員宛） 027-269-6667

- ④ 苦情に関する受付は下記でも行っています。
  - ・ 居住市町村の介護保険担当部署（前橋市介護保険課 027-224-1111）
  - ・ 居住都道府県の国民健康保険連合会（群馬 苦情相談専用窓口 027-290-1323）

## 12 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取り組み			あり
福祉サービス第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし
その他の機関による第三者評価の実施	なし	結果の公表	なし

## 別紙2 サービス内容説明書

### 1 提供するサービスの内容

介護老人保健施設一羊館における施設サービス等は、利用者の希望や課題を考慮し作成された施設サービス計画等に基づいて提供されます。

#### ① 医療

医師による利用者の健康状態にあった適切な医療を提供します。医師による定期診察は1週間に1回行います。

#### ② 看護・介護

利用者の心身の状態に応じた適切な看護・介護を提供します。

#### ③ 機能訓練

機能訓練を重視し、常勤の理学療法士又は作業療法士による個別リハビリ訓練を週2回行っています。また、個人の能力を生かしたレクリエーションのプログラムを組み、機能訓練の一環として活用しています。

#### ④ 食事（栄養管理）

保温、保冷食器を導入し、管理栄養士による適温で栄養バランスを考えた食事を提供します。食事は、健康状態が悪くない限り、食堂にてお摂りいただきます。

・朝食－午前7時30分 昼食－午後12時00分 夕食－午後6時00分

なお、病状により、通常のメニューによる食事を摂れない利用者には、一羊館の医師の管理の下、治療食等の特別食を提供します。

#### ⑤ 口腔衛生の管理

口の中の状態を清潔に保つことで、歯周病や虫歯をはじめとする様々な口にかかわるトラブルを予防し、それに伴う全身の健康状態の維持と向上を目指す。また、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、当該施設の介護職員 に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行います。

#### ⑥ 入浴

週に最低2回の入浴となります。ただし、利用者の体調に応じて清拭となる場合もあります。

入浴に介助を必要とする利用者のためには、寝たままで利用できる特殊浴槽で対応します。

### 2 利用料金等について

運営規程別表第2に記載されています。

なお、利用料金等については、利用者の経済状況によっては、同表の金額を軽減できることがありますので、ご相談ください。

### 3 医療機関等との連携

一羊館では、次の医療機関と歯科医療機関に協力をいただいております。

- |          |            |                 |
|----------|------------|-----------------|
| ① 協力病院   | 上武呼吸器科内科病院 | 群馬県前橋市田口町586-1  |
| ② 協力病院   | 善衆会病院      | 群馬県筑井町54番地1     |
| ③ 協力病院   | 富沢病院       | 群馬県朝日町4-17-1    |
| ④ 協力歯科医院 | はが歯科医院     | 群馬県前橋市高花台1丁目9-2 |

### 4 一羊館利用に当たっての留意事項

#### ① 面会

面会時間は、午前8時30分から午後9時までです。緊急の場合は、この限りではありません。面会の際は、各サービスステーションの前にある面会簿に必要事項を記入してください。

利用者のご家族等におかれましては、できるだけ面会に来ていただきますようお願いいたします。

#### ② 飲酒

一羊館内での飲酒は、療養上の問題から禁止です。

#### ③ 喫煙

一羊館敷地内は全面禁煙です。(駐車場車内も同様です。)

#### ④ 外出・外泊

外出・外泊の際は、外出・外泊届けにより必ずサービスステーションまで申し出た上で、医師の許可を得てください。

#### ⑤ 入所中、外出・外泊中の医療機関の受診

標準的な医療行為は一羊館で行います。そのため、他の医療機関で受診したり、投薬をうけることはできないことがありますので、必ず事前に一羊館職員にご相談ください。

#### ⑥ 金銭・貴重品の持ち込み

高額な金銭等を持ち込む必要はありません。持ち込む場合は、利用者自らが管理可能な額でお願いします。

### 5 非常災害対策

#### ① 防災設備

スプリンクラー、消火器、消火栓、自動通報装置等

#### ② 防災訓練

4月(昼間訓練)避難訓練、消火訓練及び通報訓練

10月(夜間想定訓練)避難訓練、消火訓練及び通報訓練

#### ③ 地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。